

二セコ町景観条例・施行規則のR2年度改正（案）について

改正概要

昨年度から検討していた設計者等の氏名公表について、審議会からは了承を得ていたが、弁護士に相談したところ、規則改正のみでは法的に難しいことがわかり、条例から改正したいものである。また、これまで運用や解釈の中で、事業者をお願いしていたことや今後の景観条例のあり方を踏まえ、現時点で改正可能ではないかと思われる内容について改正を考えている。

改正点（案）

- ① 氏名等の公表対象について、設計者等を追加。
設計者等の立場を明確化する必要がある。
用語の定義、設計者等の責務を追加。開発事業者に設計者等を追加。
- ② 風力発電設備及び太陽電池発電設備を明文化。
- ③ 建築物・工作物の協議対象に一団の取り扱いを明文化。
- ④ 説明会の開催に併せて、資料の公開を追加。
- ⑤ 説明会の開催、資料の公開については、ただし書き規定を追加。
開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認める場合は要しない規定。
- ⑥ 説明会の再開催を追加。

改正スケジュール（案）

2020.9	2020.10	2020.11	2020.12	2021.1	2021.2	2021.3	2021.4
審議会	条例案作成・リーガルチェック・縦覧			審議会	縦覧	定例議会	施行